



心がつながる 豊かな社会へ

インターネットと人権

その書き込み、誰かを傷つけていませんか？
ルールとマナーを守ろう！



人の心を傷つける

凶器にもなるインターネット

高度情報化の進展により、インターネットによる情報の収集・発信や、様々なアプリやSNSを活用したコミュニケーションが容易になり、私たちの暮らしは便利で豊かなものになりました。しかし、その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷したり

Q インターネット上で人権侵害が増加している原因は？

A 増加の原因は二つあります。一つは、スマートフォン利用者の増加です。利用者が増えれば、インターネットへの接続も増えます。しかも、スマートフォンは操作が簡単なため、深く考えることなく、安易に発信してしまいがちです。

このような情報環境の変化に加え、インターネット上でひどい人権侵害が横行し、放置されていることに対する社会の危機感が薄いことも、もう一つの大きな要因と考えています。

Q 差別書き込みとはどのようなものでしょうか？

A 例えば、ある事件の容疑者が特定の国の出身者等であると決めつけた書き込みがされることがあります。また、同和地区の名称や所在地とされる情報が書き込まれることもあります。

さらに、こうした情報をツイッターやフェイスブック等を利用して拡散させることも大きな問題となっています。

現実社会でストレスを抱えた一部の人が、インターネット上で発散させているのかもしれない。そして、大勢の人に書き込みが広がっていくことで、自

あっ！
ひどい書き込みだわ。
私はこんな情報、
信用しないわよ！



京都府立大学大学院
生命環境科学研究科
情報伝達システム学研究室教授

吉富 康成 さん

分が社会を動かしているかのような錯覚に陥ってしまうのです。「差別をしている」という意識が薄いのではないのでしょうか。

Q 差別書き込みは罪にならないのですか？

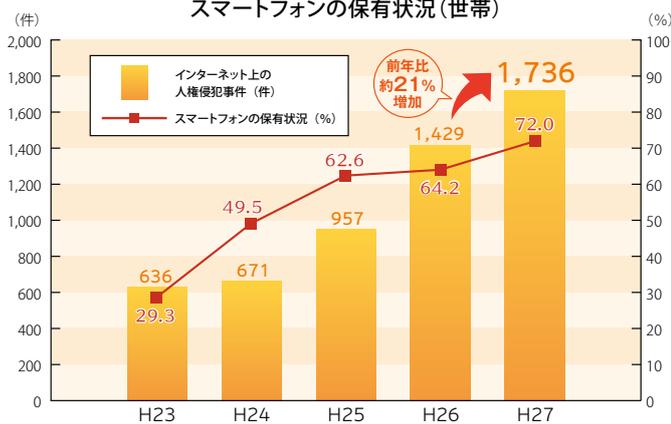
A インターネットは匿名ですが、発信者は特定できます。被害者からの訴えにより、名誉毀損罪や侮辱罪で処罰されることもあります。

また、差別書き込みをした

法務省の調べでは、平成27年中に全国で新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵犯事件は1736件で、前年比で約21%も増え、過去最高の件数を記録しています。使い方を誤ると大変なことになるのも、インターネットなのです。

知らず知らずのうちに、インターネットで誰かを傷つけてしまわないように、インターネットを利用する上でのルールとマナーについて京都府立大学大学院の吉富康成教授にお話をうかがいました。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件とスマートフォンの保有状況(世帯)



出典/法務省 平成27年における「人権侵犯事件」の状況について
総務省 平成27年通信利用動向調査

差別を助長するなど、個人や集団にとって有害な情報発信も見られます。

インターネットの向こう側を想像する力

去る6月3日、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。この法律では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、解消に向けた取組を推進することとしています。このような差別的言動には、インターネットを通じて行われるものもあります。

インターネットによる差別書き込みは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を助長・拡散させる人権侵害を引き起こします。

インターネット上の人権侵害をなくしていくためには、まずは、私たち一人ひとりが現状に対する危機感を持つことが大切です。

そして、個人の名誉やプライバシーを尊重するとともに、インターネットを利用する際のルールやマナーについて理解を深める必要があります。

また、インターネット上には誤った情報も多く含まれています。こうした情報を鵜呑みにしないようにしましょう。

現実の社会と同じように、インターネットの向こう側にも、あなたと同じ人間がいます。顔が見えないからこそ、相手を想像して言葉を発信することが私たちに求められています。



人が職場で処分を受けたり、社会的な信用を失ったりすることはあります。

A まずは、現状を正しく認識することが大切です。インターネットはその匿名性から、実社会ではないような差別的な書き込みをしてしまい、他人をおとしめてしまう場合があります。さらに、一旦インターネット上に掲載されると、世界中で閲覧可能になります。そし

Q 利用者に求められる心構えとは？

て、その内容が次々にコピー、転載され、インターネット上から完全に消すことは難しくなります。

軽い気持ちであっても、誤った情報を発信することによって、想像以上に相手を傷つけてしまうことがあるのです。ネット社会は現実世界と繋がっているという認識を持つとともに、自分がして欲しくないことは他人にもしないという心構えが大切です。

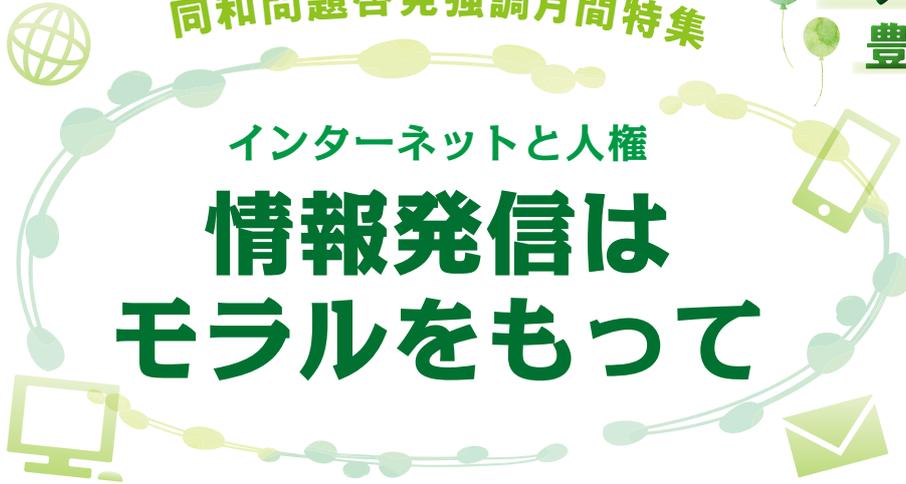
インターネットによる人権侵害にあったら…

- 法務局「みんなの人権110番」…………… TEL.0570-003-110
- 法務省インターネット人権相談受付窓口… [法務省インターネット人権相談](#) [検索](#)
- (公財)滋賀県人権センター「人権相談室」…………… TEL.077-527-3885
- 警察総合相談電話「県民の声110番」…………… TEL.077-525-0110



同和問題啓発強調月間特集

一人ひとりが輝く
豊かな社会へ



インターネットと人権
情報発信は
モラルをもって



インターネット上での差別書き込みなどによる人権侵害が社会問題となっています。今や生活に欠かすことができないインターネット。利用する上で、私たちが気をつけるべきことは何でしょうか。

ネットにひそむ危険性

スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)が普及し、簡単に情報の受信や発信ができるようになりました。しかし、使い方を誤ると、人を深く傷つけてしまう危険がひそんでいます。

差別的な内容や嘘の情報であっても、一瞬で不特定多数の人に広まってしまいます。さらに、書き込まれた情報は完全に削除することが難しく、差別的助長・拡散につながります。



差別書き込みの現状

法務省が発表した平成29年中のネット上の人権侵害事件は全国で2217件。5年連続で過去最高の件数を記録しています。

特に、ネット上の掲示板やSNSなどでは、差別的な内容の書き込みが多くあり、全国的に大きな問題になっています。例えば、同和地区として特定の地名をあげ、その地域の住民に対する差別を助長するような内容を書き込むといったことも起こっています。こうしたことが「部落差別解消推進法」の制定背景にもなっています。

「部落差別解消推進法」とは…

現在においても差別発言などが発生しているほか、インターネット上で部落差別を助長するような内容の書き込みが行われている状況などを踏まえ、平成28年12月に施行されました。

この法律は、今もなお部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

「同和問題」とは…

日本社会の歴史的過程において形づくられた身分差別によって、国民の一部の人々が、現在も基本的な人権を侵害されているという日本固有の社会問題です。



同和問題啓発冊子
「このころのいずみへ」



差別書き込みを

なくすために

モラルの低さが課題

ネット上で差別書き込みが後をたたないのは、差別書き込みがただちに違法行為とはならない日本の法環境が背景にあります。残念ながら、外国人差別も障害者差別も部落差別も、書きたい放題となっているのが現状なのです。

ネットの利用は、一人ひとりのモラルにゆだねられています。匿名で書き込めるためにモラルが低下し、差別書き込みがなくならないのです。

なにこれおもしろそう

いいね シェア



深く考えずに転載や流用していませんか？

ネット上での反論は危険！

差別書き込みを見かけたり、自分が被害者になったときは、慎重に行動しましょう。ネット上で反論や抗議をすることはとても危険です。匿名をいいことに、さらに反論されて話がこじれたり、炎上につながるからです。

書き込みがあった掲示板などを運営する会社へ通報すれば、アカウント※停止の措置や削除をしてももらえる場合もありますが、まずは、人権擁護機関や違法・有害情報相談センターのネット人権侵害の専門家の助言を受けてください。※ネット上の様々なサービスを利用する権利のこと。

情報発信はよく考えて

ネット上には、差別書き込みや間違った情報を鵜呑みにした書き



(株)情報文化総合研究所 代表取締役、武蔵野大学 名誉教授

佐藤 佳弘さん

込みがたくさんあります。ネットで検索すると、そうした情報が上位に表示されるために多くの人がアクセスし、さらに拡散されるという負の連鎖が起っています。

目にした情報を、深く考えずに転載したり流用したりする行動が、差別の助長・拡散につながっているかもしれません。情報発信が簡単にできるからこそ、自分が差別情報の二次発信者にならないようにしたいものです。

- ネットの利用は一人ひとりのモラルが大事!
- 情報を鵜呑みにしないで!
- 情報を転載・流用する際は、よく考えて!
- 被害にあったら、まず相談を!



滋賀県人権啓発キャラクター ジンケンダー

相談窓口

- 法務局「みんなの人権110番」
TEL.0570-003-110
- 法務省インターネット人権相談受付窓口
法務省インターネット人権相談 **検索**
- インターネット違法・有害情報相談センター
違法有害情報相談センター **検索**
- (公財)滋賀県人権センター「人権相談室」
TEL.077-527-3885
- 警察総合相談電話「県民の声110番」
TEL.077-525-0110

9月は同和問題啓発強調月間です。

ふれあいのまち 差別のないまち

県および市町では、毎年9月を「同和問題啓発強調月間」と定め、様々な啓発活動に取り組んでいます。皆さんもこの機会に同和問題についての理解を深め、差別の解消に向けて、できることから始めてみませんか。

